

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第4委員会室

日 時：令和5年11月28日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和5年10月16日から令和5年11月28日まで

（2）現地調査箇所

大沢野行政サービスセンター、大山行政サービスセンター、八尾行政サービスセンター、婦中行政サービスセンター、消費生活センター

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

防災危機管理部

- ・防災危機管理課
- ・生活安全交通課

市民生活部

- ・市民課
- ・大沢野行政サービスセンター
- ・大山行政サービスセンター
- ・八尾行政サービスセンター
- ・婦中行政サービスセンター
- ・消費生活センター

（2）対象期間

令和4年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 防災危機管理部 防災危機管理課

- ア 飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁点検業務委託、呉羽小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁オーバーホール業務委託及び細入中核型地区センター防災行政無線移設業務委託における再委託承諾書について、公印省略とし市長印が押印されていなかったため、改善を図られたい。
- イ 富山市自主防災組織活動事業補助金（防災訓練）について、富山市補助金等交付規則に基づき、交付申請書を提出する期日として、富山市自主防災組織活動事業補助金交付要領では「訓練実施後1か月以内」と定められているところ、期日までに交付申請書が提出されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
- ウ 富山市自主防災組織活動事業補助金（一般資機材）及び富山市避難所運営体制充実強化事業補助金について、富山市補助金等交付規則に定める「事業完了後10日以内」に事業報告書が提出されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
- エ 備品台帳及び物品現在高調書の記載において、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。
 - (ア) 組織改正により廃止となった防災対策課の特殊用市長印が備品として備品台帳に記載されていた。

- (イ) 令和 5 年 3 月 28 日付けで大沢野行政センター総務課から管理換された会議机について、備品台帳の受入日に記載誤りがあり、また物品現在高調書に受入が記載されていなかった。
- オ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。
- (ア) 週休日に行った勤務について、勤務時間数を誤って記載したことにより、過小支給となっているものがあつた。
- (イ) 週休日に行った勤務について、午後 10 時から午前 5 時までについては超過勤務手当 160/100 欄に記載すべきところ、150/100 欄としたことにより、過小支給となっているものが複数あつた。
- (ウ) 週休日に行った勤務について、週休日の振替を行ったことにより、休憩時間を除いた残り 30 分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は 125/100 とすべきところ、週休日の支給割合 135/100 としたことにより、過大支給となっているものがあつた。
- (エ) 休日に行った勤務について、休憩時間を含めた延勤務時間数で休日給を支給したことにより、過大支給となっているものがあつた。
- (2) 市民生活部 市民課
- ア 備品台帳及び物品現在高調書の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。
- (ア) サーバー室の撤去に伴い廃棄していた入退室管理装置について、棄焼却の手続き及び払出しの記録がされていなかったため、現物と備品台帳及び物品現在高調書の現在数量が不一致となつていた。
- (イ) 取得価額が 2 万円未満であるなど消耗品とされる物品について、備品台帳から削除されていないもの及び備品台帳に新たに記載しているものが複数あつた。
- イ 休日に行った勤務について、超過勤務命令簿の合計欄への未記入に伴う人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図りたい。
- (3) 市民生活部 大沢野行政サービスセンター
- ア 休日に行った勤務について、人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図りたい。
- (4) 市民生活部 大山行政サービスセンター
- ア 領収した市営住宅使用料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図りたい。
- イ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給において、1 日 7 時間 45 分に達するまでの勤務についての支給割合は 100/100、それを超えた場合は 125/100 とすべきところ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間を 125/100 としたことにより、過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

(5) 市民生活部 八尾行政サービスセンター

ア 超過勤務手当の支給について、正規の勤務時間が割り振られた日の午後 10 時から 10 時 30 分までの勤務については、超過勤務手当 150/100 欄に記載すべきところ、125/100 欄としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 週休日の振替等について、休憩時間を除いた勤務時間は 7 時間であったため、4 時間の勤務時間の割振り変更とすべきところ、週休日の振替をしているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(6) 市民生活部 婦中行政サービスセンター

ア 超過勤務手当の支給について、人事給与システムへの入力誤りにより、過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(7) 市民生活部 消費生活センター

ア 領収した計量器検査手数料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。